

公募型プロポーザル方式に係る手続開始のお知らせ

次のとおり提案書の提出を求めます。

令和7年5月29日

世田谷区

1. 業務概要

(1) 件名

在宅避難啓発イベント企画運営業務委託

(2) 目的

当事業は、日ごろ防災に関心が薄い区民（主にファミリー層）に対し、イベントを通じて震災時における在宅避難の啓発を行い烏山地域全体の防災意識を向上させることを主目的としている。効果的にイベントへの参加を呼びかけ、上記目的を達成するためには事業者の企画能力や経験によって業務の結果に差が生じるため、事業者の資質・アイデア等を公募・評価し、適正な事業者に業務委託を行う。

(3) 履行期間（期限）

契約締結後から令和8年3月31日（火）

(4) 業務内容

業務については、以下の内容とする。なお、以下は予定の内容であり、細部については変更となる場合がある。

- ①イベントの全体構成、企画及び運営
- ②イベントブースの設営・撤去
- ③イベント広報物の作成及び印刷
- ④イベントの広報
- ⑤参加人数の集計等実施報告書の作成

2. 参加資格要件

次に掲げる要件をすべて満たすこと。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項（同令第167条の11第1項において準用する場合も含む。）の規定に該当しないこと。
- (2) 区の競争入札参加資格者名簿に登録されていること、又は登録されることに特段の支障がない法人であること。後者の場合は、必要書類（「6 参加表明書の提出内容及び方法（1）内容」を参照のこと）を参加表明書に添えて提出した上で、区から本件の参加資格があることを確認された者であること。
- (3) 区から指名停止又は入札参加禁止の措置を受けている期間中でないこと。
- (4) 都道府県民税・市町村民税に滞納がないこと。
- (5) 「在宅避難啓発イベント企画運営業務委託事業者選定プロポーザル審査委員会」の委員が主宰、役員、顧問及び所属をしている事業者でないこと。

3. 提案書の提出者を選定するための基準

- (1) 本件では提出者の選定は行わず、参加資格の確認のみ行う。
- (2) 参加資格が確認できた者には招請通知を送付し、参加資格が確認できなかった者に

は確認できなかった旨を郵送にて通知する。

通知日：令和7年6月19日（木）

4. 提案書を特定する評価基準

（1）第一次審査

提案書と見積書に基づき書類審査を行う。

① 実施体制に関する事項

- ・業務の実施体制
- ・区との連絡体制
- ・突発的事項に対する体制
- ・区の要請に応じた柔軟な対応の可否

② 企画概要、シナリオ提案

- ・企画概要、シナリオ提案力
(日ごろ防災に関心が薄い区民(主にファミリー層)が参加しやすい防災イベント及び当イベントに参加した区民がイベント終了後に、日常的に在宅避難を意識できる端緒となる防災イベントの企画、シナリオの提案)
- ・当防災イベントの意義や地域特性の理解
- ・本イベント及び同日に開催するワークショップの集客の増加に向けた提案力
- ・ターゲットに効果的な広報を行う提案力
- ・作業スケジュール、役割分担の妥当性

③ 過去における類似する業務の実績

④ 見積金額の妥当性

（2）第二次審査

提案書に基づき提案者によるプレゼンテーションを行う。

① 専門技術力（防災イベントに関する知識や企画力）

② 臨機応変に対応する力（災害やトラブル等の突発的な事項に対し、迅速に対応する能力）

③ コミュニケーション能力

④ 企画の実現性・有効性

⑤ 取り組み意欲

5. 選定方法

事業者の選定は、評価基準に基づき審査委員会にて審査し選定する。

6. 手続等

（1）担当部課

世田谷区烏山総合支所地域振興課地域振興・防災担当 高瀬・堤

〒157-8555 世田谷区南烏山6-22-14 4階

電話：03-3326-9249／FAX：03-3326-1050

（2）説明書の交付期間、場所及び方法

①期間 令和7年5月29日（木）～令和7年6月12日（木）

午前9時～午後5時（※土曜・日曜・祝休日を除く）

②交付場所及び方法

世田谷区ホームページよりダウンロードまたは、下記「14. 担当」にて配付（土・日曜日・祝日を除く午前8時30分から午後5時まで）

【URL】 <https://www.city.setagaya.lg.jp/02226/25710.html>

（3）参加表明書の受領期限、提出場所及び方法

①期限 令和7年6月12日（木）午後5時（必着）

②場所 上記（1）に同じ。

③方法 持参、郵送（締切日必着、簡易書留に限る）による

※郵送による場合は、到着確認のための電話連絡も行うこと

④提出書類及び部数

ア 参加表明書（様式1）

イ 事業者概要及び実績（様式2）

ウ 「登記事項証明書」（発行年月日から3ヶ月以内のもの）

エ 「法人に関する書類（定款等）」

オ 「会計に関する書類（直近の収支計算書等）」

カ 「納税証明書（法人事業税・法人税・消費税）」（発行日から3ヶ月以内。写しも可。）

キ 「都道府県民税・市町村民税に滞納がないことがわかる証明書」（発行日から3ヶ月以内。写しも可。）

※世田谷区の入札参加資格を有している場合は、ウ～キの書類提出を省略することができる。

⑤辞退 参加表明後に、何らかの事情により辞退する場合は、「参加辞退届」（様式3）を提出すること。

（4）提案書の提出期限、提出場所及び方法

①期限 令和7年7月17日（木）午後5時まで（必着）

②場所 上記（1）に同じ

③方法 原則、区が指定する提出先へ電子データにて提出すること。なお、事業パンフレット等、電子データで提出ができない資料については、紙媒体で提出すること。

④提出書類及び部数

正本 1部 A4版、両面刷り、文字サイズ12ポイント以上、カラー可、様式は自由だが表紙に、あて名「世田谷区」、タイトル、提出年月、事業者名を記載する。

副本 7部 上記正本と同じだが、表紙、本文等から事業者名が判断できるような記述を除く。

7. その他

（1）本件に関する説明会は実施しない。

（2）企画提案書の作成、提出に関する費用は、提出者の負担とする。

（3）企画提案書に虚偽の記載をした場合には、提出された提案書を無効のものとする。

（4）提出された企画提案書は返却しない。また、提出された提案書は当事業の業者選定以外の目的に使用しない。提出書類の著作権は参加者に帰属するが、区において情報開示等が必要な場合は当該提出書類の内容を無償で利用できるものとする。

（5）提案書提出後においては、原則として提案書に記載した内容の変更を認めない。

- (6) 区は企画提案書の内容に拘束されないものとする。選定後、契約内容の仕様については区と選定事業者双方の協議により定める。
- (7) 区は、選定した事業者について契約締結が不相当と認められる事由が生じた場合は、選定を取り消すことができる。
- (8) 審査終了後、参加者には選定順位を含めた結果を通知する。また、当該案件に参加を表明した者及び企画提案書を提出した者の商号・名称、並びに提案書を特定した理由（審査経過等）は区が公表できることとする。
- (9) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨に限る。
- (10) 契約保証金 免除
- (11) 契約書作成の要否 要
- (12) 当該業務に直接関連する他の業務の委託契約を当該業務の委託契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 無
- (13) 関連情報を入手するための照会窓口 「14. 担当」に同じ。
- (14) 応募に当たり、知り得た情報については守秘義務を遵守すること。
- (15) 区民センター内の会議室等を利用する場合は、世田谷区立区民センター条例に基づき使用すること。